

監 査 報 告 書

令和 2 年 5 月 12 日

学校法人 駒 澤 学 園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 駒 澤 学 園

監 事 磯 部 正 昭

監 事 廣 瀬 良 弘

私は、学校法人駒澤学園の監事として、私立学校法第 37 条第 3 項に基づく監査報告を行うため、同学園の令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）の、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会及び評議員会に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査いたしました。また会計監査人と連携を取り、業務若しくは財産の状況を監査いたしました。

監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はなく、また令和元年度の学校法人駒澤学園の財産の状況は適正なものと認められます。

以上